

かしこい相続対策

よつば通信 2024年第2号

～暦年贈与・精算課税どちらがお得？～

相続税の計算の際に、相続財産に含まれる贈与財産の範囲の見直しが行われました。

贈与をすることで、贈与者の財産が減るため相続税は減少します。国としては徴税が減少するため、ルールを設けて一定の贈与も相続財産とすることで相続税の確保を目的としています。

○相続時精算課税制度

「相続時精算課税」(以下「精算課税」)は、令和5年以前まで使い勝手が悪く、ほとんど利用されていませんでした。改正後は使いやすくなった印象です。

精算課税の特徴は、

- ・生涯2500万円までの贈与について贈与税は課されない。
- ・相続税計算時、贈与財産が相続財産に含まれる。
- ・年110万円の基礎控除が創設され、基礎控除分は相続財産に含めなくてよい。

○暦年贈与

「暦年贈与」は、古くから馴染みがある制度です。年間110万円の基礎控除があるので110万円を贈与している方も多いと思います。

令和5年以前は、相続税計算時の相続財産に含まれる贈与は「3年」でしたが令和6年以降は「7年」になります。

○「暦年贈与」「精算課税」の選び方

精算課税の使い勝手がよくなりましたので、以下の場合には精算課税制度を選択するのもよいでしょう。

- ・短期間で評価額の大きい財産を贈与したい場合
- ・将来、値上がりが見込める財産を贈与したい場合
- ・アパートや貸店舗など収益が見込まれる財産を贈与したい場合
- ・贈与者が高齢で110万円以内の財産を贈与したい場合

精算課税を選択する場合の注意点は、

- ・一度、精算課税を選択すると暦年贈与に戻れない
- ・年110万円を超える財産を贈与したら必ず申告が必要です。

相続や贈与についてご心配なことなどございましたら、お気軽にご相談ください。



税理士

中田誠治

税理士

錦織慶典

税理士

平井篤志

税理士

檜山高志

税理士

手嶋豪紀

税理士

北木政徳

よつば会計

検索

TEL : 082-234-0130